

平成23年度決算に基づく
大東市健全化判断比率等
審 査 意 見 書

大東市監査委員

大東監第95号

平成24年9月20日

大東市長 東坂浩一様

大東市監査委員

乗本良一

三ツ川武

平成23年度決算に基づく健全化判断比率等に対する
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により審査に付された健全化判断比率等に対する審査結果の意見を、次のとおり提出する。

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書

1 審査の概要

この健全化判断比率等の審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条に基づく健全化判断比率

健全化判断比率	平成 23 年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
実質赤字比率	—	12.25	
連結実質赤字比率	—	17.25	
実質公債費比率	2.7	25.0	
将来負担比率	20.0	350.0	

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条に基づく下水道事業特別会計における資金不足比率

比率名	平成 23 年度	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
資金不足比率	—	20.0	

(2) 是正改善を要する事項等

上記の健全化判断比率等はすべて、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はなかった。

印刷物番号

24-29